令和５年４月15日発行（年６回発行）　第27巻第３号通巻第157号　一般社団法人　三田労働基準協会

みなと　みた

2023 4
No.157

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ●2～11
第14次東京労働局労働災害防止計画を策定／令和５年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施／改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成
厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ●12～13
ハローワークでは求人者マイページの利用を促進しています

協会だより ●14～16
三田労働基準監督署・ハローワーク品川の人事異動／2023年度定期総会開催のご案内／講習会等のご案内／2023年度会費納入のお願い／新入会員のご紹介／定期健康診断のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp（講習会用）

＊この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。
会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。

第14次東京労働局労働災害防止計画を策定しました！

東京労働局は本年３月に厚生労働省が策定した「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、管内の労働災害の更なる減少に向けて、2023（令和５）年度を初年度とする「第14次東京労働局労働災害防止計画」（以下「東京版計画」という。）を策定しました。

東京版計画では、管内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえ、基本的な考え方の下、基本目標を設定し、労働災害防止の推進に取り組みます。

【概　　要】

１　取組期間

2023（令和５）年４月１日～2028（令和10）年３月31日【５年間】

２　基本的な考え方

①　本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大

②　都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策

③　「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

３　基本目標

死亡災害、死傷災害ともに、2022（令和４）年と比較して2027（令和９）年までに５％以上減少させる

●ロゴマーク

Safe work TOKYO

●キャッチフレーズ

トップが発信！
みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」

第14次東京労働局労働災害防止計画
（2023年度～2027年度）
～トップが発信！　みんなで宣言　一人一人が「安全・安心」～

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、**“Safe Work TOKYO”** の下、

トップが発信！　みんなで宣言　一人一人が「安全・安心」

をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。

ロゴマーク

アウトプット指標
（計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業場において実施する事項を定めたもの）

↓

アウトカム指標
（アウトプット指標を実施した結果として、期待される事項、効果検証を行うための指標）

目標

※アウトカム指標達成を目指した場合の期待目標に向けて、設定した目標は以下のとおり

◎死亡災害：
◎死傷災害：
ともに、2022年と比較して、2027年までに**５％以上減少**させる。

アウトカム指標（期待される結果）

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進

転倒災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。

転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。

社会福祉施設における腰痛を2022年と比較して2027年までに減少させる。

60歳代以上の死傷災害を2022年と比較して2027年までに減少させる。

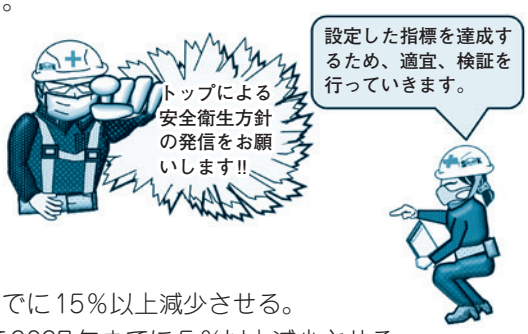

○業種別の労働災害防止対策の推進

建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15％以上減少させる。

陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに５％以上減少させる。

製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷者数を2022年と比較して2027年までに５％以上減少させる。

○労働者の健康確保対策の推進

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50％未満とする。

○化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止期間と比較して、2023年から2027年までの５年間で、５％以上減少させる。

熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

基本的考え方

○本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大

→企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。

○都市開発プロジェクト関連工事等における安全衛生対策

→安全衛生意識の啓発及び波及効果が期待できる安全衛生教育のツールの作成、発信を図る。

○「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

→“SafeWorkTOKYO”のロゴマークを活用して、「行政が進める安全衛生対策の見える化」を広く国民にアピールする。

アウトプット指標（事業場が実施する事項）	東京労働局の重点実施事項（取り組むこと）
○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者への労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50％以上とする。	・転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知 ・骨密度、ロコモ度、視力等の転倒災害の発生リスクの「見える化」の手法の周知
・小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80％以上とする。	・事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）などの研究結果の周知
・社会福祉施設における介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策の促進 ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など腰痛予防対策の周知
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50％以上とする。	・「エイジフレンドリーガイドライン」エッセンス版による周知啓発 ・事業者が実施する健康診断の情報を活用した労働者の健康保持増進の取組促進、健康診断情報等の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めたコラボヘルスの推進
○業種別の労働災害防止対策の推進	
・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント（RA）に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85％以上とする。	・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等を内容とする改正労働安全衛生規則等の周知を始め、建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けた指導徹底
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45％以上とする。	・トラックからの荷の積み卸ろし作業における墜落・転落防止対策の充実強化を内容とする、改正安全衛生規則の周知・指導 ・荷役作業の安全ガイドラインの周知徹底及び荷主事業者対策の取組
・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60％以上とする。	・機能安全を通じて、現場の作業者が被災するリスクを低減させる取組の推進
○労働者の健康確保対策の推進	
・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80％以上とする。	・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組の支援
・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50％以上とする。	・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組の推進
・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合2027年までに80％以上とする。	・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識の啓発
○化学物質等による健康障害防止対策の推進	
・労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象外で、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80％以上とする。	・化学物質管理者等の育成支援のため、化学物質管理者講習会（法定及び法定外）のテキスト等の周知
・RA実施の義務対象外で、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、RA実施事業場の割合を2025年までに80％以上とするとともに、RA結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80％以上とする。	・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの周知
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計使用の徹底 ・熱中症予防対策の先進的な取組の紹介、教育ツールの提供、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導

令和５年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

～暑さ指数（WBGT）の把握、労働衛生教育の実施、発症時・緊急時の措置を徹底～

厚生労働省は、職場における熱中症※1予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、５月から９月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知、啓発に当たっては、[1]暑さ指数（WBGT）※2の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、[2]作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、[3]衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること、について重点的に呼びかけます。

●「令和４年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和４年の速報値では、死亡を含む休業４日以上の死傷者数は805人、うち死亡者数は28人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約４割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていませんでした。

※１　熱中症とは
高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

※２　暑さ指数（WBGT）とは
気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2018～2022年）　（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
2018年	239(10)	221 (5)	168(4)	110 (3)	118(2)	81(0)	32(1)	5(0)	204(3)	1,178 (28)
2019年	153(10)	184 (4)	110(2)	73 (4)	87(1)	61(0)	19(0)	7(0)	135(4)	829 (25)
2020年	215 (7)	199 (6)	137(0)	82 (1)	78(2)	61(4)	14(1)	7(0)	166(1)	959 (22)
2021年	130(11)	87 (2)	61(1)	68 (1)	63(3)	31(0)	14(2)	7(0)	100(0)	561 (20)
2022年	172(13)	144 (2)	126(1)	90 (6)	79(1)	56(2)	20(2)	6(0)	112(1)	805 (28)
計	909(51)	835(19)	602(8)	423(15)	425(9)	290(6)	99(6)	32(0)	717(9)	4,332(123)

※2022年の件数は2023年１月13日時点の速報値である。
※（　）内の数値は死亡者数で内数である。

職場の「熱中症」を防ごう！

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和４年の東京労働局管内の熱中症による休業４日以上の労働災害は 67 件発生し、うち５件が死亡災害となっています（令和５年２月１日現在）。業種別では、警備業が 24%、建設業が 18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約８割が７月から８月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和４年は記録的な高温となった６月に 23 件（34%）が発生し、死亡災害も３件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。

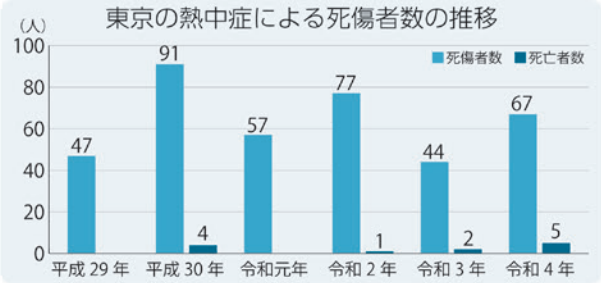

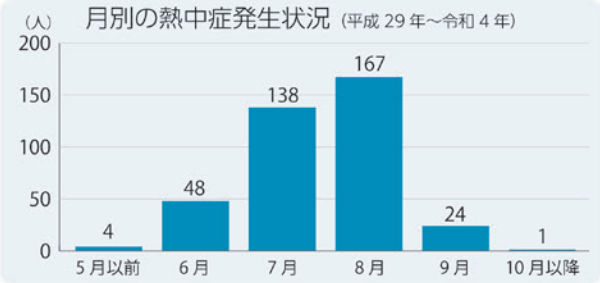

令和４年に発生した熱中症の発生事例（東京）

（参考）気温は、東京管区気象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温（発生日最高気温）	休業見込日数等
6月 15 時	ビルメンテナンス業	請負先事業場でごみ収集･集積作業を行っていたところ、自力で歩けない･けいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃ (35.7℃)	死亡
7月 11 時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃ (31.0℃)	約 14 日
7月 17 時	陸上貨物運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃ (33.6℃)	約　7日
8月 15 時	警備業	交通誘導警備中、立っていられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃ (35.9℃)	死亡
8月 17 時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃ (36.1℃)	約　1月

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

Ⅰ度	めまい・立ちくらみ 、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）
Ⅱ度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下
Ⅲ度	意識障害、小脳症状（ふらつき）、けいれん発作（ひきつけ）

東京労働局労働基準部健康課
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html

4月中に実施しましょう

- WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備
- 作業計画の策定等
- 設備対策・休憩場所の確保の検討
- 服装等の検討
- 教育研修の実施
- 労働衛生管理体制の確立
- 発症時・緊急時の措置の確認と周知

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- JIS 規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した WBGT 指数計により WBGT 値を測定する。
- 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。（梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意）
- 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。（身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討）

3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。（労働者からの申出も促す）

4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急処置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。

- 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- 衣類を脱がせて（緩めて）、可能な限り露出させた皮膚に水をかけ、うちわ、扇風機の風に当て、寝かせた状態では下肢を持ち上げて高くする。
- 水分と塩分の摂取を行う。

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました

～東京労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～

厚生労働省は、令和４年12月23日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号））を改正(※)しました。これに基づき東京労働局は、同日、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。

※適用は令和６年４月１日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

東京労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

■トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています

「荷主特別対策チーム」は、東京労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する東京労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

■労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

■東京労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

東京労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

■長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします**。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「荷主」って誰のこと？

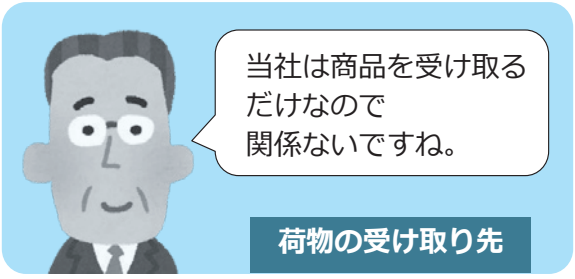

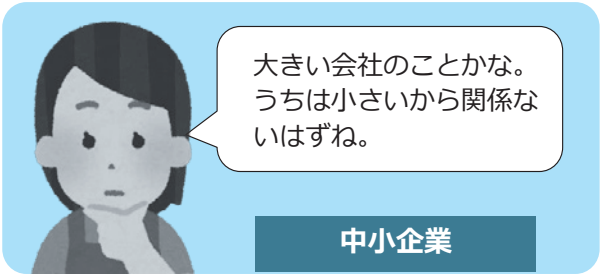

いえいえ。
荷主というのは、
荷物の出し手である**発荷主だけではなく**、
荷物の受け取り手である着荷主も該当します。
また、**会社の規模なども関係ありません。**
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとても大切です。

道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

道路貨物運送業は、
他の業種に比べて
長時間労働の実態にあります

月末１週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

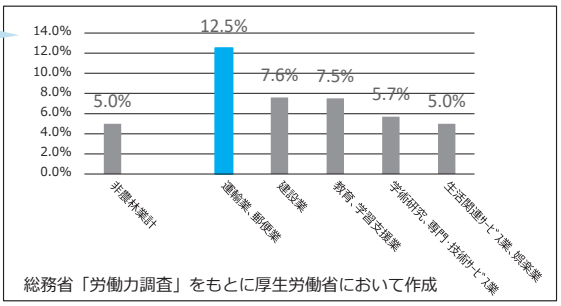

総務省「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成

脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）

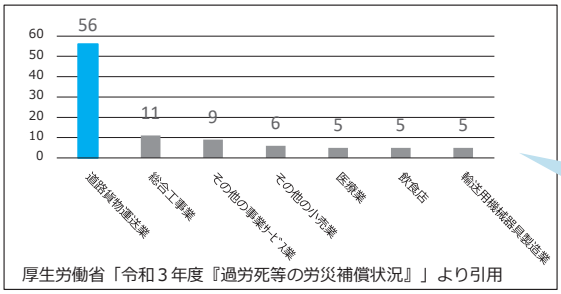

厚生労働省「令和３年度『過労死等の労災補償状況』」より引用

過労死等の労災支給決定件数も
最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており
道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。

しかし、長時間労働の要因には
昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは
見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難

国民生活や経済活動に不可欠な
社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の
発生などにより危機的状況との指摘もあります

国土交通省による「働きかけ」等における
違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

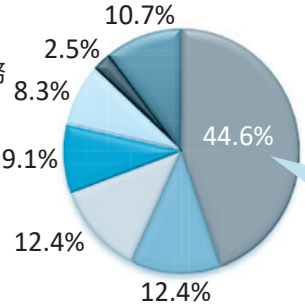

国土交通省は
違反原因行為※が疑われる荷主に
「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で
荷主都合による長時間の荷待ちが
約半数を占めています

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、
長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

・納品時間の指定を柔軟にする
・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
・積込場所を分散し１か所当たりの車両台数を減らす
・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」（厚生労働省・国土交通省・公益社団法人全日本トラック協会（2019/08）

改善した現場の声

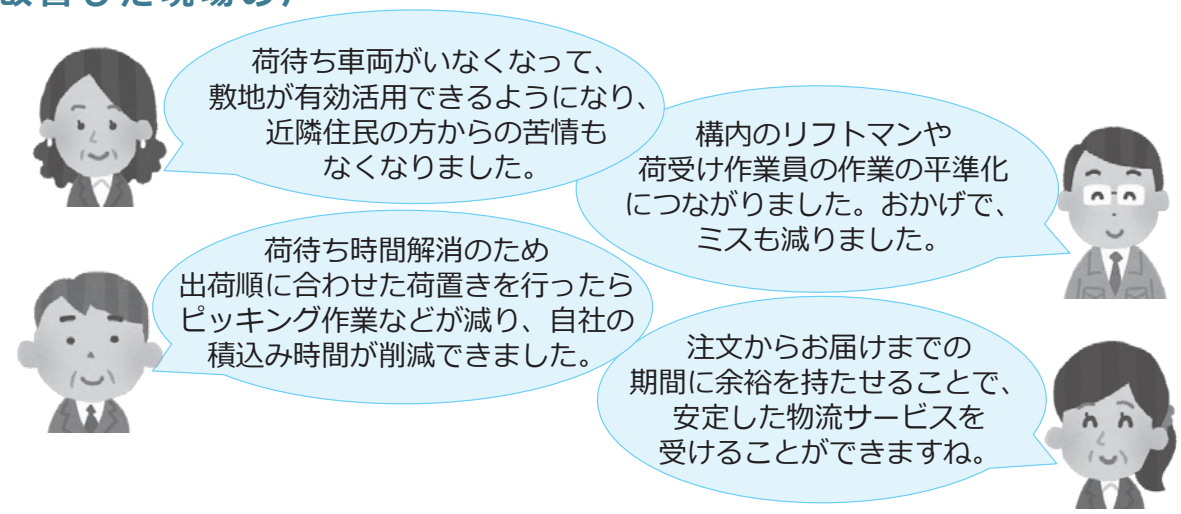

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、
トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**

改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

事業主の方へ

ハローワークでは求人者マイページの利用を促進してます

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、**会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービス**をご利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。

＜サービス内容＞

●求人の申込み

※会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます（求人仮登録）。申し込み済みの求人データを活用して求人を申し込むこともできます。
※申込み内容は、ハローワークで確認後に受理・公開します。

●申し込んだ求人内容の確認・変更や**求人の募集停止**、**事業所情報の変更**など

※申し込み内容をハローワークで確認します。

●事業所の外観、職場風景、取扱商品などの**画像情報の登録・公開**

※登録できる画像情報は10ファイルまでです（サイズ：１ファイルにつき２MBまで　形式：JPEG、GIF、PNG、BMP）。
※ハローワークで確認後に公開します。

●ハローワークからオンラインで職業紹介を受けること(オンラインハローワーク紹介)

※オンラインで提出された志望動機や応募書類を管理・確認できます。

●求職者からの応募を直接受けること（オンライン自主応募）

※オンライン自主応募はハローワークによる紹介ではないため、ハローワーク等の紹介を要件とする助成金の対象外です。
※オンラインで提出された志望動機や応募書類を確認・管理できます。

●ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の**紹介状の確認**、**選考結果（採用・不採用）の登録**（ハローワークに連絡）

※応募者本人には、選考結果を直接ご連絡いただく必要があります。
※求人無効後の３か月後の月末まで選考結果の登録が可能です。
※求職者のご紹介後、２週間経過した時点で選考結果が登録されていない場合は、「選考結果未入力通知」メールが届きます（システムによる自動送信）ので、選考結果の登録をお願いします 。

●メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

※メッセージをやりとりできるのは、相手方の求職者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。
※応募者とのマイページ上のやりとりができるのは、求人無効後の３ヶ月後の月末までです（選考結果登録後はできません。）

●求職情報検索・直接リクエスト

※ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にＰＲ（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます(有効中の求人がある場合に利用できます）。
※検索の結果、貴社の求人条件に合致する方がいた場合は、ハローワークと相談の上、ハローワークから該当する求職者へご連絡することが可能です（相談の結果、ご希望に添えない場合もあります。）また、ハローワークを介さずに、応募してほしい求職者のマイページにメッセージと応募を検討してほしい求人の情報を直接送付できます（直接リクエスト）。直接リクエストは、求人者マイページを開設し、応募受付方法について「オンライン自主応募の受付」を可とする有効中の求人について行うことができます。

＜マイページ開設手順＞

・開設を希望する方は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意のうえ、窓口へお申し出ください。
・窓口でメールアドレスを登録後（①）、会社のパソコンから手続き（②～⑥）をお願いします。
（「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコード、URL：https://www.hellowork.mhlw.go.jp/　を入力）

①	②	③	④	⑤	⑥
窓口でメールアドレスを登録	ハローワークインターネットサービスにアクセス「パスワード登録」	登録したメールアドレスの入力 利用規約などに同意	認証キー受信（50分有効）	パスワード登録 認証キー入力	マイページ開設完了

※マイページを開設するには、事業所登録が必要です。（事業所登録済みの場合はあらためての事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただく場合があります。）
※上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録し、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、マイページを開設する方法もあります。この方法による場合、過去にハローワークに事業所情報が登録されていることもありますので、入力開始前に最寄りのハローワークへのご相談をお願いします。
※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

メールアドレス（控え）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

求人者マイページホーム画面（イメージ）

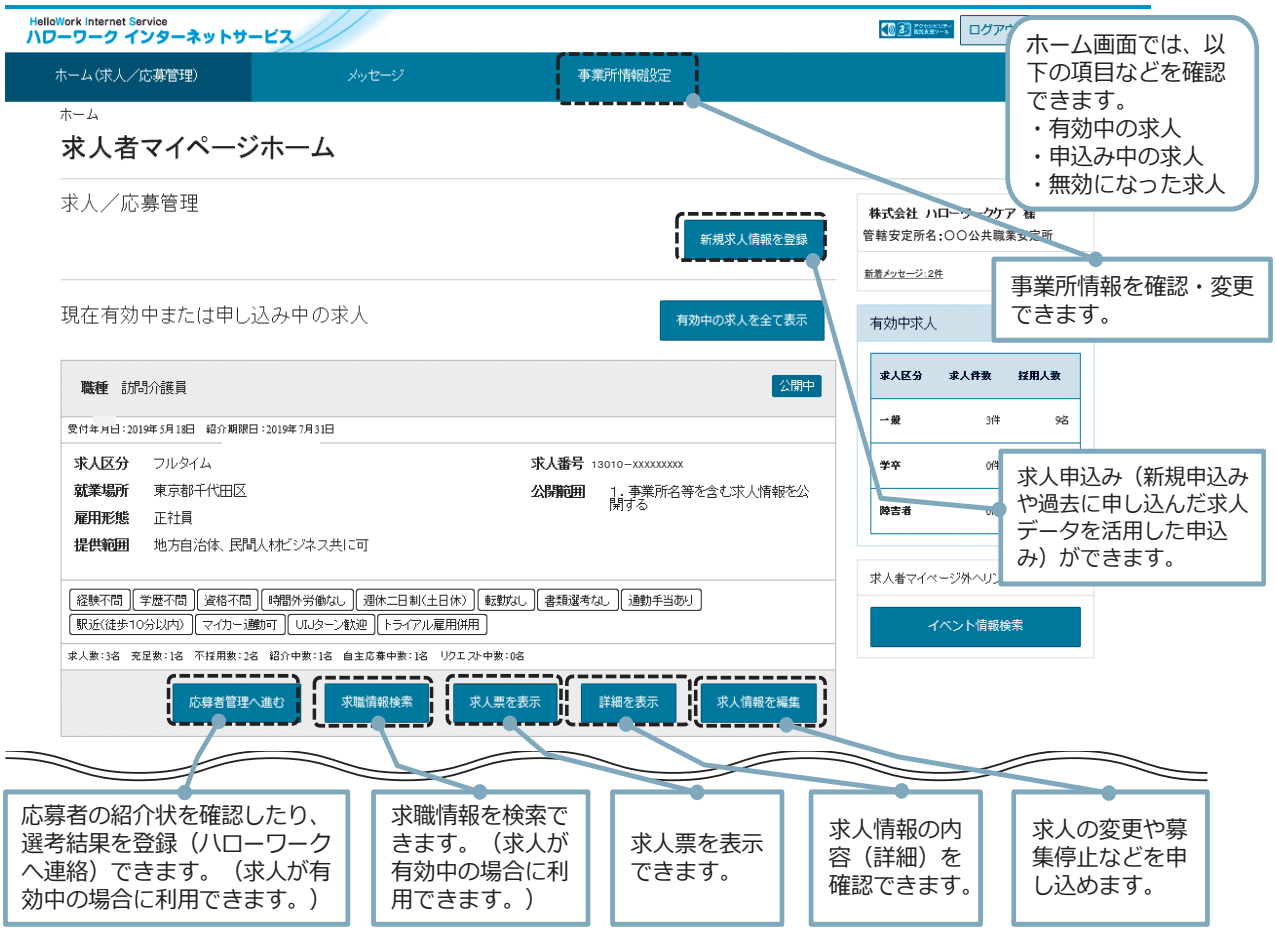

＜求人者マイページの利用に当たっての留意事項＞

◆求人者マイページは、ハローワーク（公共職業安定所）およびハローワークインターネットサービスを利用して求職者の募集・採用活動を行うことを希望する求人者を対象に、ハローワークへの事業所登録・求人申し込みの手続きなどのサービスを提供するものです。

◆求人者マイページの利用を希望する場合は、ログインアカウントとして使用する**事業所のメールアドレスが必要**となります。ログインアカウントとして使用するメールアドレスおよびパスワードは、利用者の責任において管理し、第三者に開示、貸与および譲渡しないでください。

◆求人者マイページを開設するに当たり、**利用規約およびプライバシーポリシーの内容に承諾・同意いただく必要**があります。

◆有効中の求人がない場合は、求職者情報検索など求人者マイページの一部の機能が利用できません。

◆求人者マイページは、利用規約に定める目的の範囲内で利用するものとし、ハローワークにおける職業紹介業務の運営を著しく妨げる行為を行った場合、マイページを「利用不可」とする場合があります。

◆ハローワークでは、通常、求職者の方をご紹介する際に、求人者に電話連絡を行っていますが、平日夜間・土曜日や連絡がつかない場合などに、求人者にご連絡する前に、マイページ宛に、求職者をご紹介した旨が表示・メッセージ送信されることがあります。

◆事業所の移転などに伴い管轄ハローワークが変わる場合などは、求人者マイページ上に保有している情報は引き継がれません。

◆求人者マイページの利用を停止したい場合は、求人者マイページから退会手続きを行ってください。退会手続き完了後31日経過後に、求人者マイページ（登録情報を含む）が完全に消去されます。退会手続きを行わない場合でも、求人無効日から５年以内に求人の申込みがない場合は、求人者マイページ（登録情報を含む）は自動的に消去されます。（ただし、メッセージは送受信後１年経過すると自動消去されます。）

詳細は、**「ハローワークインターネットサービスにおける求人者マイページおよび求職者マイページの利用規約」および「プライバシーポリシー」**をお読みください（ハローワークインターネットサービスからご確認いただけます）。

マイページの操作方法は、**「求人者マイページ利用者マニュアル」**（ハローワークインターネットサービスに掲載）をご覧ください。**ヘルプデスク（電話：０５７０－０７７４５０）**でも操作方法をご案内しております。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

三田労働基準監督署人事異動（役職者）

旧	職　名	新
雨森哲生	署長	雨森哲生
大國尚士	副署長（管理）	津田太郎
羽田亨	副署長（労災）	羽田亨
岡本信行	副署長	宮本大輔
宮本大輔	第一方面主任監督官	宮内浩志
川鍋修康	第二方面主任監督官	松﨑謙一
佐藤淳	第三方面主任監督官	佐藤淳
岡﨑陽平	第四方面主任監督官	田邉静香
黒木孝多朗	第五方面主任監督官	菊池由紀恵
並木泰昌	安全衛生課長	立石治
関根寿男	労災第一課長	山口美保子
吉田由紀	労災第二課長	山﨑愛
福井修	業務課長	小林一也

ハローワーク品川人事異動（幹部）

旧	職　名	新
赤尾浪広	所長	赤尾浪広
宮嶋修	管理部長	白砂修
松本利美子	職業相談部長	田代浩之
及川智	雇用開発第一部長	及川智
大原順子	雇用開発第二部長	加藤亜希子

2023年度定期総会開催のご案内

2023年度（第75回）定期総会を下記により開催いたします。ご案内を別途差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日　時／2023年５月29日（月）　午後４時～５時
会　場／東京プリンスホテル　２階　サンフラワーホール
港区芝公園３－３－１　電話03-3432-1111

懇親会は、新型コロナウイルス感染症予防のため開催を中止させていただくこととといたしました。ご了承くださいますようお願いいたします。

講習会等のご案内　企画中の講習会からご紹介します。

1　行政関連の講習会

◉ **無料**　**労務管理講習会　5月19日（金）**

【オンライン開催】

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定などの他、テレワーク等多様な働き方に応じた適正な労務管理、東京都最低賃金の改正など労働基準監督署の職員が最新の情報をもとに分かりやすく説明いたします。

◉ **無料**　**全国安全週間説明会　6月14日（水）**

【オンライン開催】

第96回全国安全週間に先立ち説明会を開催いたします。安全衛生担当者等のご参加をお願いいたします。

2　協会企画講習会

（1）労務管理関係

◉ **有料**　**労災保険給付の実務基礎講習会　5月23日（火）**

【会場】一般社団法人三田労働基準協会　1階研修センター

労災保険実務を初めて担当する方、労災保険制度の仕組みや労災保険給付の基礎的な知識を理解したい方を対象とした講習会を開催いたします。

◉ **有料**　**連続講座　人事労務担当者基礎講習　6月1日（木）～2日（金）**

【会場】一般社団法人三田労働基準協会　1階研修センター

労働基準法、労働安全衛生法、契約法、パート・有期労働法、派遣法、マイナンバー制、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、及び人事労務管理の基礎について、社会保険労務士が解説します。改正された内容も含んでおり、新たに人事労務担当者になった方にもお勧めする講習会です。

◉ **有料**　**実務基礎講座「業務上災害・通勤災害の労災保険給付手続A to Z講習会」　6月20日（火）**

【会場】BIZ新宿研修室A　新宿区西新宿6－8－2

迅速かつ適正な労災保険給付の請求手続ができるように、人事・労務担当者向けに解説します。

◉ **有料**　**実務基礎講座「雇用保険・社会保険」　6月22日（木）**

【会場】BIZ新宿研修室A　新宿区西新宿6－8－2

雇用保険・健康保険・厚生年金保険の各種手続を学びます。

◉ **有料**　**実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」　6月29日（木）**

【会場】BIZ新宿研修室A　新宿区西新宿6－8－2

労基法違反を犯さないために元労働基準監督官の講師がわかりやすく解説します。

（2）資格関係

【会場】全て一般社団法人三田労働基準協会　1階研修センター

◉ **有料**　**衛生管理者受験準備講習会（第1回）　5月16日（火）～18日（木）**

◉ **有料**　**第二種衛生管理者能力向上教育　6月6日（火）**

◉ **有料**　**安全衛生推進者初任時教育（第1回）　6月20日（火）**

◉ **有料**　**衛生推進者養成講習（第1回）　6月23日（金）**

※詳しくは当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。）

2023年度会費納入のお願い

会費の納入につきましては、例年どおり4月24日（月）にお振込のお願いの文書を発送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
HITOWAフードサービス㈱	港区港南2-15-3	給食サービス

「定期健康診断のご案内」について

例年６月に実施しております定期健康診断・特殊健康診断を、本年は６月26日（月）に実施いたします。申込書は、みなとみた３月号に掲載させていただいております。

一般健康診断の費用は、9,000円～10,000円が平均とされておりますので、ご利用をお勧めいたします。また、協会ホームページにも案内を掲載しておりますのでご覧下さい。

なお、受診者が20名以上になれば、健診機関と相談のうえ別途巡回健診をすることが可能とのことですので、ぜひご利用ください。

健康診断実施機関：（一財）全日本労働福祉協会

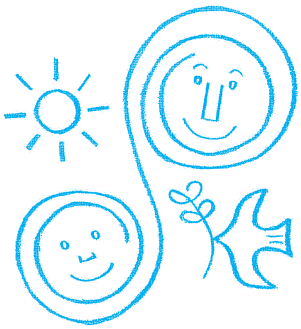

健康診断・特殊健康診断等
企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。
お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。

一般財団法人 全日本労働福祉協会
ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫

〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11
TEL：03-3783-9411
FAX：03-3783-6598 Mail：keikaku@zrf.or.jp

がん検診企業アクション
全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

みなと みた 令和５年４月号 令和５年４月15日発行（年６回発行）第27巻第３号通巻第157号

［編集発行］一般社団法人 三田労働基準協会
〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692
URL http://www.mita-roukikyo.or.jp

［編集協力］労働調査会
〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710